

## 損害保険代理店作成のホームページの点検チェックリスト記入要領

### 【1】はじめに

2013年6月7日に取りまとめられた「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」(金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキンググループ」報告書)において、「保険募集人自身もその業務を適切に行うための体制を自ら整備することが必要と考えられる。」とされており、代理店自らの体制整備が求められています。

については、一般社団法人日本損害保険協会において、代理店の体制整備の一助となるべく、損害保険代理店が作成するホームページを自主点検する場合のチェックリストと本記入要領を作成しました。実際の使用に当たっては、所属保険会社の指示に従って点検してください。

### 【2】記入要領

別紙の「損害保険代理店作成のホームページの点検チェックリスト」の記入にあたっては、以下の内容を参考に、自主点検を実施していただければと存じます。

なお、損害保険代理店が作成・運営・管理するホームページが複数ある場合は、ホームページごとにチェックリストを作成してください。

また、乗合代理店の場合には、各所属保険会社のルールを確認のうえ、それらに従っているか確認してください。さらに、点検チェックリストにおける「はい」「いいえ」については、次の例を参考に記入してください。

【例】A社、B社、C社の3社乗合代理店の場合

凡例)○:設問に対し、当該社のルールに照らして問題ない

×:設問に対し、当該社のルールに照らして問題あり

パターン	乗合会社			点検チェックリストへの記入		備考
	A社	B社	C社	回答欄	保険会社名、是正日欄	
パターン1	○	○	○	はい	—	
パターン2	○	○	×	いいえ	C社を記入し、是正を行う	1社でもルールに合致しない場合には「いいえ」を選択し、是正を行う
パターン3	×	×	×	いいえ	3社を記入し、是正を行う	

※本記入要領は、2016年5月施行の改正保険業法の内容を反映しています。

## 1. ホームページ(全体)について

### (1)代理店が作成・運営・管理しているホームページがある。

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○代理店自らのホームページを開設(作成・運営・管理)している。 ○関連会社等のホームページ内に代理店に関する記載がある。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○上記以外 ○ホームページは作成していない。</p>

#### <補足>

「はい」を選択した場合は、トップページの URL を点検チェックリストの「URL」項目に記入(またはコピー&貼り付け)してください。

「いいえ」を選択した場合は、点検終了です(【3】最後に(P22 参照)へ進んでください。)

※団体のサイトや企業内イントラネット等、別形態のホームページについては所属保険会社にご照会ください。

#### <注意！！>

ブログ・ツイッター等での損害保険商品の説明は、保険募集にあたる可能性もあります。ブログ・ツイッター等での損害保険商品説明に対する取扱いルール(募集文書としての申請要否等)は保険会社により異なりますので、公表前に所属保険会社に確認するなどし、所属保険会社のルールに従ってください。

### (2)損害保険商品(内容)に関する記載がある。

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○損害保険商品や付帯サービスの説明が記載されている。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○損害保険代理店業務以外の業務についてのみ記載されている。 ○以下のいずれか、またはその双方のみが記載されている。 ・損害保険会社の名称 ・損害保険商品の名称 例)「□□保険会社の◇◇商品を取り扱っています。」(※損害保険会社の名称 + 損害保険商品の名称 のみまでは「いいえ」に該当します。)</p>

#### <補足>

「いいえ」を選択した場合は、5. その他(P18 参照)へ進んでください。

## 2. 代理店情報について

### (1)代理店の商号・氏名の記載がある。

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○ホームページ内に代理店の商号(法人代理店の場合)の記載がある。 ○ホームページ内に代理店の氏名(個人代理店の場合)の記載がある。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○ホームページ内に代理店の商号・氏名の記載がない。</p>

- 「いいえ」の場合には、ホームページに代理店の商号(または氏名)の記載をしたうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

### <注意!!>

保険業法等において、保険募集人が保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、保険募集人の商号、名称または氏名を明らかにするとされています。

#### 保険業法<抜粋>

(情報の提供)

#### 第 294 条

- 3 保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
  - 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
  - 三 その他内閣府令で定める事項

#### 保険業法施行規則<抜粋>

(情報の提供)

#### 第 227 条の 2

- 8 法第 294 条第 3 項第 3 号 に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 保険募集人の商号、名称又は氏名
  - 二 保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称

## (2)代理店連絡先の記載がある。(事務所所在地、電話、メールアドレス等)

「はい」 に該当するケース	○ホームページ内に代理店連絡先(事務所所在地、電話、メールアドレス等)の記載がある。
「いいえ」 に該当するケース	○ホームページ内に代理店連絡先(事務所所在地、電話、メールアドレス等)の記載がない。

■「いいえ」の場合には、ホームページに代理店連絡先の記載をしたうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

### <注意!!>

代理店連絡先の記載内容等については、所属保険会社のルールに従ってください。

## (3)取扱保険会社名(引受保険会社名)の記載がある。

「はい」 に該当するケース	○取扱保険会社名(引受保険会社名)の名称の記載がある。
「いいえ」 に該当するケース	○損害保険商品に関する記載はあるが、取扱保険会社(引受保険会社)の名称の記載がない。

■「いいえ」の場合には、ホームページに所属保険会社の名称の記載をしたうえで、「保険会社名」欄に追加した保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

### <注意!!>

保険業法等において、保険募集人が保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、所属保険会社等の商号、名称または氏名を明らかにするとされています。

なお、所属保険会社については、保険会社の合併等により旧保険会社名が、または委託契約が終了している保険会社名が表示されたままになっていないか、注意が必要です。

#### 保険業法<抜粋>

(情報の提供)

第 294 条

3 保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

**(4)代理店の権限の記載がある。(「代理」と「媒介」の別)**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○ホームページ内に「代理」または「媒介」を判別できる次のような記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・損害保険契約の締結の代理権を有しています。</li><li>・損害保険契約の締結の媒介を行っています。</li><li>・〇〇保険会社の契約締結の代理権を有しています。</li><li>・〇〇保険会社の契約締結の媒介を行っています。</li></ul>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○「はい」「対象外」に該当しない。</p>
<p><b>「対象外」</b> に該当するケース</p>	<p>○所属保険会社のルールで必ずしも掲載を求められていない。</p>

■「いいえ」の場合には、ホームページに代理店の権限明示をしたうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意！！>**

保険業法等において、保険募集人が保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、「代理」か「媒介」の別を明らかにするとされています。

**保険業法<抜粋>**

(情報の提供)

第 294 条

- 3 保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
  - 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するか  
の別
  - 三 その他内閣府令で定める事項

**(5)勧誘方針の記載がある。**

「はい」 に該当するケース	○勧誘方針の記載がある。
「いいえ」 に該当するケース	○保険商品の販売等を行うホームページであるが、当該記載がない。
「対象外」 に該当するケース	○保険商品の販売等を行うホームページには該当しない。

■「いいえ」の場合には、ホームページに勧誘方針を記載したうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意！！>**

金融商品販売等に関する法律において、金融商品販売業者等は勧誘をしようとするときは勧誘方針を公表しなければならないとされています。

**金融商品の販売等に関する法律<抜粋>**

(勧誘方針の策定等)

第9条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 勧誘の対象となる者の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項
- 二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**金融商品の販売等に関する法律施行令<抜粋>**

(勧誘方針の公表の方法)

第12条 法第9条第3項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所(金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。第一号において同じ。)において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

- 二 金融商品販売業者等が、公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと(以下この号において「自動送信」という。)により金融商品の販売等を行う場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 勧誘方針を自動送信する方法

**(6)プライバシーポリシー(個人情報保護に関する考え方および方針)の記載がある。**

「はい」 に該当するケース	○プライバシーポリシー(個人情報保護に関する考え方および方針)の記載がある。
「いいえ」 に該当するケース	○個人情報保護法や関係ガイドラインにおいて公表対象のホームページに該当するが、当該記載がない。
「対象外」 に該当するケース	○個人情報保護法や関係ガイドラインにおいて公表対象のホームページには該当しない。

- 「いいえ」の場合には、ホームページにプライバシーポリシー(個人情報保護に関する考え方および方針)を記載したうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意!!>**

個人情報取扱事業者が、「個人情報保護方針(またはプライバシーポリシーなど)」の策定や公表をすることは「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」(第23条)で定められています。公表の方法は、ホームページへの常時掲載または事務所の窓口等での掲示・備付等により公表することとされています。「個人情報の保護に関する基本方針」(閣議決定)において、プライバシーポリシーを策定・公表することにより、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要であるとされています。

また、個人情報の保護に関する法律において個人情報を取り扱う場合にはその利用目的を特定しなければなりませんとされています。ホームページ上にプライバシーポリシーの掲載がなく、保険にかかわる個人情報を取得する場合には、利用目的を記載した個人情報取扱いに関する説明を別途掲載してください。

**個人情報の保護に関する法律<抜粋>**

(利用目的の特定)

第15条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

### 3. 損害保険商品・付帯サービスの説明について

#### (1)ホームページの掲載にあたり保険会社に確認している。

「はい」 に該当するケース	○ホームページの内容を保険会社に確認し、承認を得ている。
「いいえ」 に該当するケース	○ホームページの内容を保険会社に確認していない。

- 「いいえ」の場合には、保険会社に確認し、承認を得たうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

#### (2)保険会社の承認(有効)期限を超過していない。

「はい」 に該当するケース	○所属保険会社において承認(有効)期限が設定されており、承認(有効)期限内である(審査申請中を含む)。
「いいえ」 に該当するケース	○所属保険会社において承認(有効)期限が設定されており、承認(有効)期限を超過している。
「期限なし」 に該当するケース	○所属保険会社において承認(有効)期限が設定されていない。

- 「いいえ」の場合には、保険会社の承認を得たうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

#### <注意!!>

上記のいずれの場合であっても、損害保険商品(内容)に関する記載内容を変更する場合には、再度、保険会社の承認が必要となります。

**(3)販売を終了している商品名、商品・付帯サービス等の説明がない。**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○販売を終了している商品名、商品・付帯サービスの説明はない。 ※商品改定の端境期等で、販売終了の商品を掲載しているが、「〇年〇月で販売終了」等の注記により、販売終了であることが明確になっているものは「はい」に該当する。</p>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○販売を終了している商品名、商品・付帯サービスの説明がある。</p>

- 「いいえ」の場合には、ホームページの販売を終了している商品名、商品・付帯サービス等の説明を削除したうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**(4)保険料・団体扱の割増引率等の記載、計算ツールなどは直近の改定を反映している。**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○保険料・団体扱の割増引率等は直近の改定を反映しているものを掲載している。 ○保険料計算ツールは直近の改定を反映しているものを掲載している。</p>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○保険料・団体扱の割増引率等を記載しているが、直近の改定を反映していない。 ○保険料計算ツールを掲載しているが、直近の改定を反映していない。</p>
<p><b>「記載なし」</b> に該当するケース</p>	<p>○保険料・団体扱の割増引率等の記載がない。 ○保険料計算ツールを掲載していない。</p>

- 「いいえ」の場合には、ホームページの保険料・団体扱の割増引率等の記載、計算ツールを削除、修正(必要に応じて所属保険会社の承認)したうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意!!>**

団体扱等において、毎年、割増引率に変更になるにもかかわらず、前年の割増引率をそのまま掲載している場合などがありますので、ホームページ全体を確認し、保険料・割増引率の修正漏れなどがないよう、注意が必要です。

**(5)比較表示がある場合、誤解のおそれのある記載とはなっていない。**

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○誤解のおそれのある記載とはなっていない。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○誤解のおそれのある記載となっている。 例)複数の保険会社の商品を比較表示しているが、特定の保険会社の商品の有利な部分のみ記載している。</p>
<p>「記載なし」 に該当するケース</p>	<p>○比較表示がない。</p>

- 「いいえ」の場合には、誤解のおそれのある記載を削除、修正(必要に応じて所属保険会社の承認)したうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意!!>**

保険業法において、他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為は禁止されております。また、保険会社向けの総合的な監督指針においても、詳細に規定されておりますので、参照ください。

**保険業法<抜粋>**

(保険契約の締結等に関する禁止行為)

第 300 条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第 1 号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。))に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第 9 号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。ただし、第 294 条第 1 項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第 1 号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であって誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

**保険業法施行規則<抜粋>**

(二以上の所属保険会社等を有する保険募集人に係る誤認防止)

第 227 条の 12 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供する場合(異なる所属保険会社等が引き受ける保険に係る保険契約の内容を比較する場合に限る。)又は二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から提案契約の提案をする場合には、当該保険募集人が保険会社等又は外国保険会社等の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないと顧客が誤認することを防止するための適切な措

置を講じなければならない。

## 保険会社向けの総合的な監督指針<抜粋>

### II-4-2-2 保険契約の募集上の留意点

#### (9) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係

②比較表示に関し、法第 300 条第 1 項第 6 号に抵触する行為には以下の事項が考えられる。

ア. 客観的事実に基づかない事項又は数値を表示すること。

イ. 保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示さず一部のみを表示すること。

(注1)「契約概要」を用いた比較表示(それぞれの「契約概要」を並べる方法により行う場合や、「契約概要」の記載内容の全部を表形式にまとめ表示する場合等)を行う場合は、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

(注2)比較表示(その記載内容を表形式にまとめ表示する場合を含む。)を行うに際し、以下の各要件が全て充足されている場合には、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示したものと考えられる。

(ア)比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示を受けた顧客が「契約概要」を入手したいと希望したときに、その「契約概要」を速やかに入手できるような措置が講じられていること。

例えば、a. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、比較表示と同時に「契約概要」が提供されること、又は、b. 比較表示の対象とした全ての保険商品について、インターネットのホームページ上に「契約概要」を表示できるようにすること、あるいは顧客からの要望があれば遅滞なく郵送等で要望のあった「契約概要」を交付できるようにすること等の体制を整備したうえで、これを顧客に周知すること等が考えられる。

(イ)比較表示に関し、以下のような注意喚起文言が記載されていること。

a. 比較表には、保険商品の内容の全てが記載されているものではなく、あくまで参考情報として利用する必要があること。

b. 比較表に記載された保険商品の内容については、必ず「契約概要」やパンフレットにおいて一般的に確認する必要があること。

ウ. 保険契約の契約内容について、長所のみをことさらに強調したり、長所を示す際にそれと不離一体の関係にあるものを併せて示さないことにより、あたかも全体が優良であるかのように表示すること。

エ. 社会通念上又は取引通念上同等の保険種類として認識されない保険契約間の比較について、あたかも同等の保険種類との比較であるかのように表示すること。

(注)例えば、保険期間の相違がある保険商品の比較を行う場合、有配当保険と無配当保険の比較を行う場合等には、商品内容の相違を明確に記載する等、顧客が同等の保険商品と誤解することがないように配慮した記載を行うことが求められる。

オ. 現に提供されていない保険契約の契約内容と比較して表示すること。

カ. 他の保険契約の契約内容に関して、具体的な情報を提供する目的ではなく、当該保険契約を誹謗・中傷する目的で、その短所を不当に強調して表示すること。

**(6)乗合代理店で、かつ、代理店ホームページで商品(保険会社)の推奨販売を行っている場合、推奨理由を説明している。**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○推奨販売に関する推奨理由を説明している。</p>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○「はい」「対象外」に該当しない。</p>
<p><b>「対象外」</b> に該当するケース</p>	<p>○専属代理店※である。 ○乗合代理店であるが、代理店ホームページで推奨販売を行わない。</p>

※生保と損保の代理店を兼営する場合、生損共に専属であっても、生損双方の同種の第三分野商品(がん保険等)等を販売する際は、推奨した商品をどのように選別したのか、その理由の説明が必要となります。なお、少額短期保険と損保の代理店を兼営する場合も同様です。

■「いいえ」の場合には、ホームページに推奨販売に関する推奨理由を説明したうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意!!>**

複数の保険会社の保険商品を販売する代理店が、お客様に対し、取扱商品の中から、特定の保険会社の商品を選別・推奨して販売(推奨販売)する場合、推奨した商品をどのように選別したのか、その理由を説明しなければならないとされています。

乗合保険会社の一部のみを掲載する場合は、代理店が推奨販売を行っている自覚がないとしても、外形的には「推奨している」と見えるため、代理店ホームページ上に合理的な理由を掲載することが求められる場合がありますので、注意が必要です。

乗合代理店の独自の推奨理由・基準としては、様々な内容が考えられますが、いずれの場合においても、その理由が合理的なものであるとともに、理由が複数ある場合にはその主たる理由をわかりやすく説明する必要があります。また、推奨理由・基準が合理的か否かは個別具体的に判断することとなりますが、代理店の経営方針に基づいていることについて明確に伝える必要があります。

なお、各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針等の事情を考慮してはいけません。

(注1)「代理店の経営方針に基づくこと」の例として、例えば、以下のような説明などが考えられます。これらに加え、経営方針を定めた理由を追加説明することなども有効です。なお、代理店の経営方針に基づくことを明示した場合でも、少なくとも「虚偽説明がない」、「法令等に抵触しない」ものであることが必要です。

■「当店は、□□損保・生保の商品を主に取り扱う経営方針である」

■「当店は、□□損保・生保のグループ会社であるため、□□損保・生保の商品を提案する 経営方針である」

■「当店は、所属保険会社の中で最も事務に精通している●●損保を提案する経営方針である」

- 「当店は、自店での取扱件数が多い▲社の商品をご案内する経営方針である」など  
(注2)本来は手数料水準に基づき絞り込んでいるにもかかわらず、別の理由を装うことは不適切と考えられます。主たる理由が手数料水準である場合には、そのことを説明する必要があることに留意が必要です。

#### 保険業法施行規則<抜粋>

(情報の提供)

##### 第227条の2

3 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第294条第1項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し次に掲げる方法により行うものとする。

四 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人(一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等(イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。))を含む。))にあつては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明

イ 当該所属保険会社等(保険募集人保険会社等にあつては、所属保険会社等又は当該保険募集人保険会社等。))が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合 当該比較に係る事項

ロ 二以上の所属保険会社等(保険募集人保険会社等にあつては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。))が引き受ける保険(「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。))に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約(以下「提案契約」という。))の提案をしようとする場合 当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由

ハ 二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をすることなく、提案契約の提案を使用とする場合 当該提案の理由

#### 保険会社向けの総合的な監督指針<抜粋>

##### Ⅱ-4-2-9 保険募集人の体制整備義務(法第294条の3関係)

(5) 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人(規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。以下、この(5)において同じ。))においては、以下の点に留意しつつ、規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。

① 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品(保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障(補償)内容などの商品特性等により、商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品)の概要を明示し、顧客の求めに応じて諸品内容を説明しているか。

② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。

(注1) 形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する。

(注2) 例えば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要がある点に留意する(法第300条第1項第6号、Ⅱ-4-2-2(9)②参照)。

- ③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等(特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。)を説明しているか。
- (注) 各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。
- ④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めらうえで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。

#### 4. 不適切な記載の有無について

(1) 次のような観点で不適切な記載はない。

- ① 虚偽の記載
- ② 保険会社と顧客との間で中立であると誤解を招く表示
- ③ 誤解を招く予想配当表示
- ④ 客観的事実に基づかない事実・数値の記載
- ⑤ 他社を誹謗・中傷するような記載
- ⑥ 著しい誇大表現(優良・有利誤認)の記載
- ⑦ 不当な乗換の誘導の記載
- ⑧ 圧力募集となる記載

<p style="text-align: center;"><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○ 不適切な記載はない場合</p>
<p style="text-align: center;"><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 虚偽の記載 例) 古い自賠責保険料を記載している。</li> <li>○ 保険会社と顧客との間で中立であると誤解を招く表示 例) 単に「公平・中立」と表示すること</li> <li>○ 誤解を招く予想配当表示</li> <li>○ 客観的事実に基づかない事実・数値の記載 例) 「いま保険に入れば満期時に必ず契約者配当金がもらえます」</li> <li>○ 他社を誹謗・中傷するような記載 例) 「〇〇社の保険では安心できません」 「サービスの一番良い当社をお選びください」 「〇〇社は経営不安になっている」 「〇〇社の営業手法はおかしい」 「〇〇社は低格付けなのでお勧めできません」 「通販型にはない特約です」 「通販型は対面型よりも安い保険料でご契約いただけます」 「政府労災のかわりに傷害保険で手当てしましょう」 「公的年金のかわりに年金払傷害保険に加入しましょう」 「節税プランのご案内」</li> <li>○ 著しい誇大表現(優良・有利誤認)の記載 例) 「どんな場合もロードサービスは無料です」 「保険料が増えて戻ります」 「この保険は儲かります」</li> <li>○ 不当な乗換の誘導の記載 例) 「今すぐ当社の保険に切り替えてください」</li> <li>○ 圧力募集となる記載 例) 「この賃貸アパートに入居される方は、必ず当代理店で火災保険に加入していただきます」</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

■ 「いいえ」の場合には、不適切な記載を削除、修正(必要に応じて所属保険会社の承認)したうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

## <注意！！>

保険業法等において、上記の各行為については禁止されております。また、保険会社向けの総合的な監督指針においても、詳細に規定されておりますので、参照ください。

### 保険業法<抜粋>

(保険契約の締結等に関する禁止行為)

第 300 条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為(自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第 1 号に掲げる行為(被保険者に対するものに限る。))に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第 9 号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。ただし、第 294 条第 1 項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第 1 号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

### 保険業法施行規則<抜粋>

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第 234 条 法第 300 条第 1 項第 9 号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

二 法人である生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人が、その役員又は使用人その他当該生命保険募集人、少額短期保険募集人又は保険仲立人と密接な関係を有する者として金融庁長官が定める者に対して、金融庁長官が定める保険以外の保険について、生命保険会社、外国生命保険会社等、法第 219 条第 4 項の免許を受けた免許特定法人の引受社員又は少額短期保険業者を保険者とする保険契約の申込みをさせる行為その他の保険契約者又は被保険者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込みをさせ、又は既に成立している保険契約を消滅させる行為

四 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

### 保険会社向けの総合的な監督指針<抜粋>

Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点

(7)法第 300 条第 1 項第 4 号関係

一定金額の金銭をいわゆる解約控除等として保険契約者が負担することとなる場合があること、特別配当請求権その他の一定期間の契約継続を条件に発生する配当に係る請求権を失うこととなる場合があること、被保険者の健康状態の悪化等のため新たな保険契約を締結できないこととなる場合があることなど、不利益となる事実を告げているか。

また、顧客からの確認印を取り付ける等の方法により顧客が不利益となる事実を了知した旨を十分確

認しているか。

(10)法第 300 条第 1 項第 7 号関係

①法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為を排除する措置が講じられているか。

②予想配当表示について

ア. 予想配当表示に関し、法第 300 条第 1 項第 7 号に抵触する行為には、以下のような行為が考えられる。

(ア)実際の配当額は、表示された予想配当額から変動し、0(ゼロ)となる年度もあり得る旨を予想配当と併記して表示しないこと。

(イ)表示された予想配当額が将来の受領額の目安として一定の条件のもとでの計算例を示すものであるにもかかわらず、その旨及び当該一定の条件の内容を表示しないこと。

(ウ)配当の仕組み(配当は支払時期の前年度決算により確定する旨等)、支払方法(積立配当方式、保険料相殺方式、保険金買増方式、現金支払方式等の別)及び予想配当の前提又は条件となる事項について表示しないこと。

(エ)損害保険契約に係る予想配当については、その前提又は条件の異なった複数の予想配当額を表示しないこと。

(オ)合理的かつ客観的な推測の範囲を明らかに超える高額の予想配当額を表示すること。

(カ)特別配当(ミュー配当)を表示する場合に、普通配当と区別しないで表示すること。

(12)規則第 234 条第 1 項第 4 号(特定保険契約の場合は、規則第 234 条の 27 第 1 項第 1 号)関係

①保険会社の信用又は支払能力等を表示する場合の適正な措置が講じられているか。

②保険会社の信用又は支払能力等の表示に関し、規則第 234 条第 1 項第 4 号に抵触する行為としては、以下のような行為が考えられる。

ア. 法第 110 条に規定する業務報告書及び中間業務報告書に記載された数値、若しくは法第 111 条に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類に記載された数値又は信用ある格付業者の格付(以下、「客観的数値等」という。)以外のものを用いて、保険会社の資力、信用又は支払能力等に関する事項を表示すること。

イ. 使用した客観的数値等の出所、付された時点、手法等を示さず、また、その意味について、十分な説明を行わず又は虚偽の説明を行うこと。

ウ. 表示された客観的数値等が優良であることをもって、当該保険会社の保険契約の支払いが保証されていると誤認させること。

エ. 一部の数値のみを取り出して全体が優良であるかのように表示すること。

オ. 他の保険会社を誹謗・中傷する目的で、当該保険会社の信用又は支払能力等に関してその劣後性を不当に強調して表示すること。

カ. 保険契約者保護機構(以下、「機構」という。)の行う資金援助等事業に参加していることの表示を行う場合において、機構の行う資金援助が、一定の条件、限度において実施されるものであり、保険契約が完全に保証されるものではないことを表示しないこと。

II-4-2-9 保険募集人の体制整備義務(法第 294 条の 3 関係)

(4) 保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。

(注) 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがある点に留意する。

## 5. その他

(1)取扱保険会社名(引受保険会社名)、損害保険商品の名称が正しく記載されている。  
また、代理店委託契約を締結していない保険会社の情報は掲載されていない。

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○取扱保険会社名(引受保険会社名)の名称の記載があり、正しく記載されている。 ○損害保険商品の名称の記載があり、正しく記載されている。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○取扱保険会社(引受保険会社)の名称の記載があるが、正しく記載されていない。 ○損害保険商品の名称の記載があるが、正しく記載されていない。 ○代理店委託契約を締結していない保険会社の情報が掲載されている。 例)保険会社名、連絡先、保険商品名、当該会社のみの商品説明、バナー、イラスト</p>
<p>「記載なし」 に該当するケース</p>	<p>○取扱保険会社名(引受保険会社名)の名称、損害保険商品の名称の記載がない。</p>

■「いいえ」の場合には、ホームページに正しい取扱保険会社(引受保険会社)、損害保険商品の名称の記載をしたうえで、「保険会社名」欄に是正した保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

### <注意!!>

所属保険会社については、保険会社の合併等により旧保険会社名が、または代理店委託契約が終了している保険会社名が表示されたままになっていないか、注意が必要です。

損害保険商品の名称の確認においては、販売を終了している商品名が記載されている場合がありますので、注意が必要です。

**(2)保険会社のロゴやキャラクターの使用については、該当会社のルールを遵守している。**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○該当会社のルール(使用方法、使用期限等)に従って、ロゴやキャラクターを使用している。</p>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○該当会社のルール(使用方法、使用期限等)が守られていない。</p>
<p><b>「使用なし」</b> に該当するケース</p>	<p>○保険会社のロゴやキャラクターを使用していない。</p>

- 「いいえ」の場合には、保険会社のロゴやキャラクターを削除、修正(必要に応じて所属保険会社の承認)したうえで、「保険会社名」欄に該当する保険会社名と、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意!!>**

保険会社のロゴやキャラクターについては、通常、著作権や肖像権がありますので、ルールを守らずに使用していると著作権者等から損害賠償請求される可能性もあります。(例えば、キャラクターを使用したCM等においては、使用できる媒体、使用期限等が契約により定められています。ホームページ上での掲載を認めている場合であっても、使用期限を超過してしまうケースもありますので、都度、ルールを確認することが重要です。)

**(3)保険にかかわる個人情報を取得する場合には情報セキュリティ対策を講じている。**

<p><b>「はい」</b> に該当するケース</p>	<p>○ホームページ上で保険にかかわる個人情報を取得しており、SSL 暗号化通信などにより個人情報を安全に送受信しているなど情報セキュリティ対策を講じている。 ⇒SSL 暗号化通信を利用しているホームページであることの確認方法 ・URL の「http://」の部分が「https://」となっている。 ・鍵マークが表示される。</p>
<p><b>「いいえ」</b> に該当するケース</p>	<p>○ホームページ上で保険にかかわる個人情報を取得しているが、SSL 暗号化通信などの情報セキュリティ対策を行っていない。</p>
<p><b>「取得なし」</b> に該当するケース</p>	<p>○ホームページ上で保険にかかわる個人情報を取得していない。</p>

■「いいえ」の場合には、情報セキュリティ対策を講じたうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

**<注意！！>**

ホームページ上で個人情報を取得する場合に、情報セキュリティ対策を講じていないと個人情報漏洩のリスクがあります。

個人情報の漏洩が発生すると、お客様に被害を与えてしまうことがあるだけでなく、代理店としても信用を失うこととなりますので、特に注意が必要です。

個人情報の種類には、例えば次のようなものがあります。(募集コンプライアンスガイド参照)

- ①お客様等の氏名
- ②生年月日、連絡先(住所・居所・電話番号・電子メールアドレス)、会社における職位または所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報
- ③上記①②に付随し、お客様等が保険契約申込書等に記載した保険契約の締結に必要な情報
- ④特定の個人を識別できる情報が記述されていなくても周知の情報を補うことや、取得時に特定の個人を識別できなくとも取得後に新たな情報が付加または照合されたことにより特定の個人を識別できるもの

(4)ホームページ内の保険にかかわるリンク設定において、リンク切れ・リンク先誤り等はない。

<p>「はい」 に該当するケース</p>	<p>○保険にかかわるすべてのリンク設定において、リンク切れ・リンク先誤り等はない。</p>
<p>「いいえ」 に該当するケース</p>	<p>○保険にかかわるリンク設定にリンク切れ・リンク先誤り等がある。 例)保険会社の商品紹介のページにリンク設定していたが、リンク切れになっている。等</p>
<p>「設定なし」 に該当するケース</p>	<p>○ホームページ内に保険にかかわるリンク設定はない。</p>

■「いいえ」の場合には、正しいリンク先に設定を修正したうえで、「是正日」欄に是正を行った日を記載してください。

### **【3】最後に**

#### **(1)確認の署名または記名**

上記【2】に基づき、自主点検が完了しましたら、点検チェックリストの下段に「確認日」「代理店名」「確認者」の記入欄がありますので、代理店主または保険部門責任者の方が確認し、署名または記名をお願いします。

#### **(2)代理店における保管**

上記(1)の確認・署名が済みましたら、点検チェックリストを代理店に備え付けてください。また、保険会社による点検時に提出、確認を求める場合がありますので、そのときには速やかに提出、提示ができるよう保管願います。

#### **(3)有効期限・更新目安**

本自主点検は1年に1度、または前回自主点検から1年未満であっても商品改定などでホームページを大幅改修したときなどの都度、点検を行い、適正な代理店ホームページの作成に役立ててください。

以上

2016年1月版